

条例に基づき公表する移入種の選定基準等について

1 条例の規定

「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（以下「条例」という。）第55条では、「地域の在来種を圧迫し、その生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのあるもの」を公表するとしている。

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（関係部分）

（移入種の公表等）

第五十五条 知事は、人為的に移入された動植物の種（以下「移入種」という。）で、県内における地域の在来種を圧迫し、その生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのあるものを公表するものとする。

2 何人も、みだりに前項の規定により公表された移入種の生きている個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。

（情報の提供等）

第五十六条 県は、前条第一項に定めるところによるほか、移入種が地域の生態系に及ぼす影響についての県民の理解を深めるため、地域の生態系に支障を及ぼすおそれのある移入種の個体の生息又は生育の状況その他移入種に関し必要な情報を提供するよう努めるものとする。

（注）第五十五条第二項の規定については違反した場合の罰則規定はない。

2 選定対象

- ・ 本来、本県に生息生育していない種で、人為的に持ち込まれた種。
- ・ 史実により人為的に持ち込まれたことが明らかであるものについては、県内への移入時期は問わない。
- ・ 国内の他地域から持ち込まれた種（国内移入種）も対象とする。
- ・ 県内在来種との分類上の区別ができない種については、選定対象外とする。
- ・ すでに法律で規制されている特定外来生物は、選定対象外とする。

3 選定基準について

条例の規定を基に、実際に選定を行う場合の評価項目を考えるにあたり、大きく分類して以下の2つの観点から検討を行う。

（1）生息生育の観点

本県に定着できるのかどうか（越冬、繁殖の可能性等）について検討する。

（2）影響の観点

在来種や生態系に影響を与えている、又は今後与える可能性について検討する。

影響の内容については、外来生物法における特定外来生物の選定の考え方と同様に以下の観点から調査・検討した上、判定する。なお、本県の条例の規定により、⑤、⑥については参考事項として扱う（⑤、⑥については、プラス影響を含め考慮

する。)。

- ①在来生物の捕食（動物）
- ②在来生物との競合による駆逐（植物、動物）
- ③植生の破壊や変質等による生態系基盤の損壊（植物、動物）
- ④交雑による遺伝子攪乱（植物、動物）
- ⑤農林水産業等への影響（植物、動物）※
- ⑥人的被害（人への危害、健康への影響）（植物、動物）※

（3）選定の基本的考え方

選定を行う際には、次の4つの項目に当てはまるかを考慮する。

- ①蔓延しているが象徴的なもの
- ②まだ初期段階だが今後ひどくなりそうなもの
- ③県民常識に警鐘を鳴らすためのもの
- ④飼育、栽培が広くなされており、県民への啓発が効果的であると思われるもの